

## わがまち防犯対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、犯罪の抑止・検挙に有効な防犯カメラの整備、多発する特殊詐欺の被害防止に有効な特殊詐欺対策機器の普及促進及び自主防犯活動の担い手不足に対応するため自主防犯活動の支援を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

- 第2条 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村をいう。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除くものとする。

(補助事業等)

- 第3条 補助事業及び補助額等については、別表のとおりとする。
- 2 補助額については、1市町村当たり400万円を上限とする。
- 3 補助事業実施後に当該事業の効果検証を実施し、別に定める要領に従い埼玉県知事に報告することとする。

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号、様式第1号別紙1及び様式第1号別紙2のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、原則として毎会計年度1月末日とする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号の知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。ただし、事業の性格上作成を要しないものについては、添付を要しない。
- (1) 見積書又はこれに代わる書類
  - (2) 実施設計書（位置図、配置図、設計図を含む）
  - (3) 別表に掲げる事業のうち1は、様式第1号別紙3防犯カメラ整備事業に係る事項一覧及び埼玉県防犯指針に定める防犯カメラの管理、運用等に関する基準を定めた資料を提出するものとする。
  - (4) 別表に掲げる事業のうち2は、様式第1号別紙4特殊詐欺対策機器普及促進事業に係る事項一覧を提出するものとする。
  - (5) 別表に掲げる事業のうち3（1）は、様式第1号別紙5防犯アプリの開発・導入事業に係る事項一覧を提出するものとする。
  - (6) 別表に掲げる事業のうち3（2）は、様式第1号別紙6ICタグを活用した子供の見守りシステム導入事業に係る事項一覧を提出するものとする。
  - (7) 別表に掲げる事業のうち3（3）は、様式第1号別紙7自主防犯活動団体に対するパトロール用品の提供事業に係る事項一覧を提出するものとする。
  - (8) 別表に掲げる事業のうち3（4）は、様式第1号別紙8その他、DXを活用した自主防犯活動を補完する事業に係る事項一覧を提出するものとする。

(9) その他知事が必要と認める書類

(交付決定通知書)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、補助事業の計画を変更（第3項に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、速やかに次の各号の申請書を提出して、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額に変更を生じるとき 様式第3号
- (2) 補助金の額に変更を生じないとき 様式第4号

2 知事は、前項の承認を決定したときは、次の各号の様式の通知書を交付するものとする。

- (1) 補助金の額に変更があるとき 様式第5号
- (2) 補助金の額に変更がないとき 様式第6号

3 第1項の軽微な変更は、補助事業ごとに次の各号のいずれかに該当する変更とする。ただし、補助事業の内容を大幅に変更しないものに限る。

- (1) 補助対象経費が100万円以下のときの補助対象経費の減額
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の減額
- (3) 補助対象経費の20パーセント以内の増額（補助金の額に変更を生じないときに限る。）

(補助事業の中止・廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに様式第7号の申請書を提出して、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認を決定したときは、様式第8号の通知書を交付するものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の進行の状況について知事の要求があった場合には、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第9号、様式第9号別紙1及び様式第9号別紙2のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止を含む。）後30日以内、又は会計年度終了の日のいずれか早い期日とする。

3 規則第13条の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上作成を要しないものについては、この限りではない。

- (1) 事業実施前及び事業完了後の写真又は事業内容の分かる写真
- (2) 補助事業に係る契約書の写し
- (3) 補助事業者の財務規則等に基づく契約の履行の届出の書面の写し
- (4) 補助事業者の財務規則等に基づく検査調書の写し
- (5) 第5条の交付決定通知書の写し及び第6条第2項の通知書の写し

- (6) 別表に掲げる事業のうち1は、様式第9号別紙3防犯カメラ整備事業に係る実績一覧を提出するものとする。
  - (7) 別表に掲げる事業のうち2は、様式第9号別紙4特殊詐欺対策機器普及促進事業に係る実績一覧を提出するものとする。
  - (8) 別表に掲げる事業のうち3(1)は、様式第9号別紙5防犯アプリの開発・導入事業に係る実績一覧を提出するものとする。
  - (9) 別表に掲げる事業のうち3(2)は、様式第9号別紙6ICタグを活用した子供の見守りシステム導入事業に係る実績一覧を提出するものとする。
  - (10) 別表に掲げる事業のうち3(3)は、様式第9号別紙7自主防犯活動団体に対するパトロール用品の提供事業に係る実績一覧を提出するものとする。
  - (11) 別表に掲げる事業のうち3(4)は、様式第9号別紙8その他、DXを活用した自主防犯活動を補完する事業に係る実績一覧を提出するものとする。
  - (12) その他参考となる資料
- 4 別表に掲げる事業のうち1における財政力の低い市町村は、事業実施後3か月後、6か月後、1年後に様式第9号別紙2犯罪抑止対策実績報告書を提出するものとする。

(補助金額の確定通知)

第10条 規則第14条の通知の様式は、様式第10号のとおりとする。

(請求書の提出)

第11条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の通知書を受領後、速やかに様式第11号の請求書を知事に提出するものとする。

(財産処分の制限)

- 第12条 規則第19条第2号の知事の定めるものは、取得価格が50万円以上のものとする。
- 2 規則第19条ただし書きの知事が定める期間は、事業完了後5年とする。
  - 3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を受けようとする場合は、様式第12号の申請書を知事に提出しなければならない。
  - 4 知事は、前項の承認を決定したときは、様式第13号の通知書を交付するものとする。

(書類の整備保管)

- 第13条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 埼玉県防犯環境整備推進事業補助金交付要綱（平成 2 9 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

別表

| 事業種目             | 事業内容                                                                                                                                                    |                               | 補助額                                                                  | 補助要件                                                                                                                                                                                   | 補助対象外事業                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1 防犯カメラ整備事業      | 公共空間へ設置する防犯カメラ（モニター、記録装置等を含む）の整備に係る経費（賃貸借契約に係る賃借料等は設置初年度のみとする）。<br>犯罪抑止重点地域（注1）への設置を優先する。<br>※公共施設内の監視目的は不可、施設周辺の道路等公共空間撮影の目的に限る                        |                               | 【原則】<br>補助対象経費の3分の1以内                                                | 補助事業者の一般財源に係る経費（用地取得費、旅費（講師の費用弁償旅費を除く）、日当（講師謝金を除く）、交際費、食糧費、燃料費、光熱水費及び維持管理に係る経費を除く）<br><br>補助事業者の各補助事業に係る総事業費の合計が、市については40万円以上、町村については20万円以上であること<br>ただし、交付決定の金額により所定の額に達しない場合は、この限りでない | 公用施設（庁舎等）の整備・維持管理に係る事業、国庫補助事業、他の県費補助事業、その他この要綱の趣旨に合致しない事業 |
|                  | 注1 県警察が公開する窃盗7手口の認知件数が年間5件以上の町字地域<br>窃盗7手口とは、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗をいう。<br>要望受付開始前に、防犯・交通安全課から各市町村へ、当該市町村内の犯罪抑止重点地域である町字を個別に通知する。 |                               | 【優遇措置】<br>補助対象経費の2分の1以内<br>・犯罪抑止重点地域（注1）へ設置する場合<br>・財政力が低い市町村が設置する場合 |                                                                                                                                                                                        |                                                           |
| 2 特殊詐欺対策機器普及促進事業 | 市町村が事業として行う特殊詐欺対策機器の購入補助・貸与事業（注2）に係る経費<br><br>注2 65歳以上の高齢者がいる世帯を対象にした事業に限る                                                                              |                               | 補助対象経費の3分の1以内                                                        | 補助により防犯カメラを設置する補助事業者は埼玉県防犯指針に定める防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定すること<br><br>補助事業実施後にその事業の効果検証を実施すること                                                                                              | パトロールアドバイザー（非常勤職員等）の報酬・賃金                                 |
| 3 自主防犯活動支援事業     | （1）防犯アプリの開発・導入                                                                                                                                          | 防犯機能を搭載したスマートフォン向けアプリ開発費又は委託費 | 補助対象経費の3分の1以内                                                        |                                                                                                                                                                                        |                                                           |
|                  | （2）ICタグを活用した子供の見守りシステムの導入                                                                                                                               | ICタグ等本体配付・計測器の設置等に係る費用        |                                                                      |                                                                                                                                                                                        |                                                           |
|                  | （3）自主防犯活動団体に対するパトロール用                                                                                                                                   | 自主防犯活動団体（新たに自主防犯パトロールを始めようとする |                                                                      |                                                                                                                                                                                        |                                                           |

|  |                               |                                                                                    |  |  |  |
|--|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
|  | 品の提供                          | る団体を含む) に配付するパトロール用品 (ジャンパー、夜光チョッキ、帽子、腕章、懐中電灯、防犯ブザー、ホイッスル、合図灯、さすまた、着色玉、のぼり旗等) の購入費 |  |  |  |
|  | (4) その他、D Xを活用した自主防犯活動を補完する事業 | その他、D Xを活用した自主防犯活動を補完する事業を実施する際の費用                                                 |  |  |  |

いずれの補助事業も、事業実施後に当該事業の効果検証を実施し、別に定める要領に従い埼玉県知事に報告することとする。

いずれの補助対象経費も、汎用性が高く補助事業以外の事業にも使用可能な物品に係る経費は補助対象経費に含まない

※ 補助額は、補助事業ごとに算定し、千円未満は切り捨てるものとする

※ 県の予算に応じ、査定を行い減額、不交付とする場合がある

様式第1号（第4条関係）

令和 年度わがまち防犯対策推進事業費補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

令和 年度わがまち防犯対策推進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の計画 別紙（1，2 ）のとおり

※1（必須）、2（必須）

事業内容により3から8を記載すること

様式第1号別紙1

補助事業計画書

【市(町・村)】 単位:円

|                           |                  |               |                   |
|---------------------------|------------------|---------------|-------------------|
| 補助事業名                     |                  | 事業種目<br>番 号   |                   |
| 目的及び<br>事業概要              |                  |               |                   |
|                           |                  | 実施(予定)期間      | 令和 年 月 日～令和 年 月 日 |
| 予算措置<br>状 況               | 予算計上額<br>予算議決年月日 | 円<br>令和 年 月 日 |                   |
| 区 分                       |                  | 金 額           | 摘 要 (積算等)         |
| 経<br>費                    | 補助対象経費           |               |                   |
|                           | 補助対象外経費          |               |                   |
|                           | 合 計              |               |                   |
| 財<br>源                    | 県補助金(申請額)        |               |                   |
|                           | 市町村費             |               |                   |
|                           | そ の 他            |               |                   |
|                           | 合 計              |               |                   |
| 担当課名[ ] 担当係名[ ] 担当者名[ ]   |                  |               |                   |
| 電話[ — — (内線) ] FAX[ — — ] |                  |               |                   |
| E-mail[ ]                 |                  |               |                   |

※1 事業種目番号は、別表の「事業種目」及び「事業内容」の番号を記入すること  
※2 必要に応じて参考となる資料を添付すること

様式第2号（第5条関係）

令和 年度わがまち防犯対策推進事業費補助金交付決定通知書

令和 第 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度わがまち防犯対策推進事業費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付方法 精算払い

4 交付の条件

- (1) 補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること

様式第 3 号（第 6 条関係）

令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金  
交付決定変更申請書

令和      第      号  
年      月      日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村長

令和    年    月    日付け    第                      号で補助金交付決定の通知を受けた  
令和    年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり  
交付決定の変更を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1    補助事業名

2    変更交付申請額                      金                      円

（変更前交付決定額                      金                      円）

3    変更の内容

4    変更の理由

※    様式第 1 号別紙 1 及び別紙 2 を使用し、変更前を上段に、変更後を下段にして変更  
前と変更後がわかるように記載した資料を添付する。併せて、該当する事業に応じて  
変更後の別紙 3 から別紙 8 を添付する。

様式第4号（第6条関係）

令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金  
変更承認申請書

令和      第      号  
         年      月      日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

令和      年      月      日付け      第      号で補助金交付決定の通知を受けた  
令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり  
変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1    補助事業名
- 2    変更の内容
- 3    変更の理由

※ 様式第1号別紙1及び別紙2を使用し、変更前を上段に、変更後を下段にして変更前と変更後がわかるように記載した資料を添付する。併せて、該当する事業に応じて変更後の別紙3から別紙8を添付する。

様式第 5 号（第 6 条関係）

令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金  
交付決定変更通知書

令和      第      号  
年      月      日

市町村長      様

埼玉県知事

令和      年      月      日付け      第      号で変更交付申請のあった  
令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金に係る補助事業について、  
令和      年      月      日付け      第      号の交付決定を下記のとおり変更  
します。

記

1    補助事業名

2    変更後交付決定額                      金                      円  
      (変更前交付決定額                      金                      円)

3    変更の内容

※    変更の内容は、申請書のとおりであればその旨記載する。

様式第6号（第6条関係）

令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金  
変更承認通知書

令和      第      号  
年      月      日

市町村長      様

埼玉県知事

令和      年      月      日付け      第      号で変更申請のあった  
令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり  
変更を承認します。

記

1    補助事業名

2    変更の内容

※   変更の内容は、申請書のとおりであればその旨記載する。

様式第7号（第7条関係）

令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金  
中止・廃止承認申請書

令和      第      号  
         年      月      日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

令和      年      月      日付け      第      号で補助金交付決定の通知を受けた  
令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり  
中止・廃止したいので関係書類を添えて申請します。

記

1    補助事業名

2    中止・廃止の理由

様式第 8 号（第 7 条関係）

令和      年度わがまち防犯対策推進事業費補助金  
中止・廃止承認通知書

令和      第      号  
年      月      日

市町村長      様

埼玉県知事

令和      年      月      日付け      第      号で申請のあった令和      年度  
わがまち防犯対策推進事業費補助金に係る下記の補助事業の中止・廃止について、承認  
します。

記

補助事業名

様式第9号（第9条関係）

令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金 実績報告書

令和      第      号  
年      月      日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

令和      年      月      日付け      第      号で補助金の交付決定の通知を受けた令和      年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金 に係る補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額      金

3 補助事業に要した経費の精算に関する事項

別紙（1、      ）のとおり

※別紙1（必須）、事業内容により別紙2から別紙8を記載すること。

なお、別紙2については、次のとおり提出します。

実施後3か月後報告令和      年      月

実施後6か月後報告令和      年      月

実施後1年後報告令和      年      月

様式第9号別紙1

補助事業実績書

【市(町・村)】 単位：円

|                              |         |      |                   |    |             |  |
|------------------------------|---------|------|-------------------|----|-------------|--|
| 補助事業名                        |         |      |                   |    | 事業種目<br>番 号 |  |
| 事業結果                         |         |      |                   |    |             |  |
|                              |         | 実施期間 | 令和 年 月 日～令和 年 月 日 |    |             |  |
| 区 分                          |         | 計画   | 精算                | 差引 | 摘要(内訳等)     |  |
| 経<br>費                       | 補助対象経費  |      |                   |    |             |  |
|                              | 補助対象外経費 |      |                   |    |             |  |
|                              | 合 計     |      |                   |    |             |  |
| 財<br>源                       | 県補助金    |      |                   |    |             |  |
|                              | 市町村費    |      |                   |    |             |  |
|                              | そ の 他   |      |                   |    |             |  |
|                              | 合 計     |      |                   |    |             |  |
| 担当課名[ ] 担当係名[ ] 担当者名[ ]      |         |      |                   |    |             |  |
| 電話[ — — (内線) ] F A X [ — — ] |         |      |                   |    |             |  |
| E-m a i l [ ]                |         |      |                   |    |             |  |

※1 事業種目番号は、別表の「事業種目」及び「事業内容」の番号を記入すること

※2 必要に応じて参考となる資料を添付すること

犯罪抑止対策実績報告書（実施後3か月・6か月・1年）

令和    年    月    日

【            市（町村） 】

1 対策内容

2 指標結果

3 実施効果

4 問題点・今後の課題

様式第 10 号（第 10 条関係）

令和      年度わがまち防犯対策推進事業費補助金確定通知書

第                  号  
令和      年      月      日

市町村長      様

埼玉県知事

令和      年      月      日付け      第                  号で実績報告のあった  
令和      年度わがまち防犯対策推進事業費補助金に係る補助事業は、下記のとおり補助金の  
額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定により通知します。

記

1    補助事業名

2    補助金交付決定額                  金                                  円

3    補助金交付確定額                  金                                  円

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

令和 年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金 交付請求書

令和 第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定の通知を受けた令和 年度 わがまち防犯対策推進事業費補助金 について、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付確定額 金 円

3 請求額 金 円

4 振込先

金融機関名

支 店 名

口座の種類 普通・当座 口座番号

名義

債権者コード

様式第 12 号（第 12 条関係）

わがまち防犯対策推進事業費補助金財産処分承認申請書

令和      第      号  
            年      月      日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

令和    年度わがまち防犯対策推進事業費補助金で取得した財産を下記のとおり（目的外使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供）したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 19 条に規定する承認を受けたく申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業の概要及び補助金額
- 3 処分する財産
- 4 処分方法及び処分後の措置
- 5 処分の理由

様式第13号（第12条関係）

わがまち防犯対策推進事業費補助金財産処分承認通知書

令和 年 月 日  
第 号

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度  
わがまち防犯対策推進事業費補助金で取得した財産の処分について、承認します。

記

1 補助事業名

2 処分する財産

3 処分方法及び処分後の措置